第9章 対象地域

第9章 対象地域

「横浜市環境影響評価条例」(平成 10 年 10 月、横浜市条例第 41 号) にある対象地域(準備書の内容について周知を図る必要がある地域) は、以下に示す範囲を包含する図 9-1 に示す範囲に属する町丁の全域としました。

対象地域の町丁は、表 9-1 に示すとおりです。

- ・工事中に大気質、騒音、振動、地盤、地域社会の直接的な影響を受けやすいと考えられる対象事業実施区域境界から概ね 100m の範囲
- ・電波障害が生じるおそれがある範囲
- ・風環境の変化が生じる可能性のある計画建築物の最高高さの約2倍(約340m)の範囲
- ・現計画における計画建築物の平均地盤面での日照阻害が及ぶと想定される範囲

区名 No.

表 9-1 対象地域

関係町丁名

区名	No.	関係町丁名
中区	1	新港一丁目
	2	新港二丁目
	3	海岸通2丁目
	4	海岸通3丁目
	5	海岸通4丁目
	6	元浜町3丁目
	7	元浜町4丁目
	8	北仲通3丁目
	9	北仲通4丁目
	10	本町3丁目
	11	本町4丁目
	12	南仲通3丁目
	13	南仲通4丁目
	14	弁天通4丁目
15		内田町
	16	桜木町1丁目
	17	海岸通5丁目
	18	北仲通5丁目
	19	北仲通6丁目
	20	本町5丁目
	21	本町6丁目
	22	南仲通5丁目
	23	弁天通5丁目
	24	弁天通6丁目
	25	太田町6丁目
	26	太田町5丁目
	27	太田町4丁目
	28	相生町6丁目
	29	相生町5丁目
	30	相生町4丁目
	31	住吉町6丁目
	32	住吉町5丁目
	33	住吉町4丁目

No.	関係町 1 名
34	常盤町6丁目
35	常盤町5丁目
36	常盤町4丁目
37	尾上町6丁目
38	尾上町5丁目
39	尾上町4丁目
40	真砂町4丁目
41	港町6丁目
42	港町5丁目
43	港町4丁目
44	吉田町
45	伊勢佐木町1丁目
46	末広町1丁目
47	羽衣町1丁目
48	福富町仲通
49	福富町東通
50	末広町2丁目
51	羽衣町2丁目
52	蓬莱町2丁目
53	伊勢佐木町2丁目
54	末広町3丁目
55	羽衣町3丁目
56	蓬莱町3丁目
57	万代町3丁目
58	長者町7丁目
59	伊勢佐木町3丁目
60	長者町6丁目
61	長者町5丁目
62	長者町4丁目
63	曙町1丁目
64	弥生町1丁目
65	山吹町
66	富士見町
	34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 64 65 65 66 66 67 67 68 68 68 68 68 68 68 68 68 68

区名	No.	関係町丁名
中区	67	山田町
	68	曙町2丁目
	69	弥生町2丁目
	70	曙町3丁目
	71	弥生町3丁目
南区	72	万世町1丁目
	73	万世町2丁目
	74	永楽町1丁目
	75	永楽町2丁目
	76	真金町1丁目
	77	真金町2丁目
	78	高根町1丁目
	79	高根町2丁目
	80	白妙町1丁目
	81	白妙町2丁目
	82	白妙町3丁目
	83	白妙町4丁目
	84	浦舟町1丁目
	85	浦舟町2丁目
	86	浦舟町3丁目
	87	浦舟町4丁目
	88	中村町2丁目
	89	中村町3丁目
	90	中村町4丁目
	91	中村町5丁目
	92	八幡町
	93	山谷
	94	堀ノ内町1丁目
	95	睦町2丁目
磯子区	96	丸山一丁目
西区	97	みなとみらい二丁目
	98	みなとみらい三丁目
	99	みなとみらい四丁目

注) 表中の No. は図 9-1 に対応します。

